

# 令和6年度他 中間管理事業の受付期間等について



## 1 受付期間

令和6年2月～3月 及び 令和6年度の受付期間は次のとおりですので、期間内に申し込みをお願いします。

**令和6年2月1日（木）～令和6年3月29日（金）** 及び **令和6年8月1日（木）～令和6年11月29日（金）**まで

R6. 2月	R6. 3月	R6. 4月	R6. 5月	R6. 6月	R6. 7月	R6. 8月	R6. 9月	R6. 10月	R6. 11月	R6. 12月	R7. 1月	R7. 2月	R7. 3月
2/1 から 3/29 まで						8/1 から 11/29 まで							
← 中間管理事業 受付期間 →		← 中間管理事業 受付期間 →				← 中間管理事業 受付期間 →				← 中間管理事業 受付期間 →			
R6/3/30 ～ R6/7/31 受付期間外						R6/11/30 ～ R7/3/31 受付期間外							

- 令和7年度の水稲生産実施計画書（野帳・共済台帳）に反映（印刷）させるには、**令和6年9月20日（金）までの申込み**が必要です。
- 上記日の翌日からの申込みの場合は、**手書きでの修正**となります。

## 2 令和6年8月以降に申請受付した賃貸借料は

令和7年11月から1回目の精算が始まります。

令和6年分は中間管理事業では行いませんので、従来通りに精算をお願いします。

## 3 その他

- 中間管理事業を利用しない相対契約（出し手・受け手の直接契約）は、随時受付中です。
- 三川町以外の農地については、その農地がある市町村での手続きとなります。

申込み先 三川町農業委員会（役場2階） 電話 0235-35-7019

### 農地中間管理事業の手数料徴収について

令和7年から中間管理事業の利用には、手数料が掛かります。留意点は次のとおりです。

#### 1、徴収対象となる契約

三川町では、令和6年4月以降に中間管理事業の利用申出（新規契約、契約期間満了後の再契約等）があったもの。ただし、令和6年3月以前に契約や利用申出をしたものは、令和7年以降もその契約期間の満了までは手数料が徴収されません。

#### 2、開始時期・手数料額・徴収方法

- 令和7年11月から毎年（令和6年は徴収しません）
- 賃貸借料×0.75%
- 貸付者は賃料受取時に手数料を差引いて口座振込
- 借受者は賃料支払時に手数料を上乗せし口座引落

問合せ先 やまがた農業支援センター Tel 023-631-0697